

税金 Q & A

三輪厚二税理士事務所(大阪・大阪市)の協力により、
税務FAXニュース「リーダスクラブ」より掲載。
資料請求・お問合わせ先 TEL 06(6209)8393
http://www.zeirishi-miwa.co.jp/

Q 役員給与が税制改正によって1本にまとめられました。定期の給与以外の源泉徴収はどのように取り扱うのですか？

A 次に該当するものは、賞与としての源泉徴収をすることとされています。

平成18年度の税制改正で、役員給与の取扱いが1本化されましたので、役員賞与の取扱いというものはありませんが、源泉徴収においては、次のものを賞与として源泉徴収することとしています。

の給与とは別に支払われる給与などで、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当などの名目で支給されるもの。そのほかこれらに類するものをいう。なお、給与などが賞与の性質を有するかどうかは、明らかにしない場合には、次に

掲げるようなものは賞与に該当するものとする。

1. 純益を基準として支給されるもの
2. あらかじめ支給額または支給基準の定めのないもの
3. あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除く

(注) 次に掲げる給与については、賞与に該当することに留意する。

イ 事前確定届出給与(ほかに定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。)

ロ 利益連動給与

Q 居住用財産の買換えが、昨年度の税制改正で行われたそうですが、どのようになっていますか？

A 相続などにより取得した居住用財産の買換えは廃止され、所有期間が10年を超える居住用財産の買換えは、床面積要件がなくなりました。

居住用財産の買換えは、昨年度の税制改正で次のようになりまし

- ① 特定の居住用財産の買換え
この買換えは、所有期間が10年を超える居住用財産を譲渡した場合に買換えが認められるものですが、この制度については、その家屋の床面積要件の上限(280平方メートル)
- ② 相続などにより取得した居住用財産の買換え
この制度は、相続などにより取得した居住用財産に買換えを認めるという制度でしたが、平成19年3月31日をもつ
- ③ 居住用財産を買換えなどした場合の譲渡損失の繰越控除
この買換えは、所有期間が5年超の一定の居住用財産を買換えなどして出た譲渡損失をほかの所得と通算および翌年以後3年間の繰越控除を認めるという制度ですが、3年間延長されました。

トル)を撤廃したうえ、3年間延長されることとなりました。適用は、平成19年4月1日以後に行う譲渡からです。



Q 私は青色個人事業者ですが、一定の要件を満たす家族に対する給与は、必要経費になるのでしょうか？

A 次のすべての要件を満たす必要があります。

お尋ねの給与は、青色事業専従者給与といわれるもので、次のすべての要件を満たしている場合に必要経費とすることができます。

ただし、青色申告者が事業に至らない規模で営むものには適用がありません。

- ① 事業主と生計を一にする配偶者やその他の親族(家族)であること、親族が専従者となる場合は、年齢が15歳以上
- ② 事業主が事業として営む商売であること
- ③ 確定申告書にこの適用を受ける旨の記載があること
- ④ あらかじめ届出書に記載した内容で、届け出た金額の範囲内の金額であること
- ⑤ 事業主の事業に専ら従事すること。専ら従事しているかどうかは、従事可能期間の2分の1以上の期間に従事しているかどうかで判断されます。

なお、青色事業専従者に該当する場合には、配偶者控除や扶養控除が受けられないことになっていますので、この点、注意してください。



Q 青色の事業者が親族に支払う給与は青色事業専従者給与として費用になるそうですが、白色事業者にはそのような制度はないのでしょうか？

A 白色事業者にも事業専従者の取扱があります。

白色事業者が親族に支払う給与は青色事業専従者給与として費用になるそうですが、白色事業者にはそのような制度はないのでしょうか？

白色事業者が親族に支払う給与は青色事業専従者給与として費用になるそうですが、白色事業者にはそのような制度はないのでしょうか？

白色事業者が親族に支払う給与は青色事業専従者給与として費用になるそうですが、白色事業者にはそのような制度はないのでしょうか？

② 事業主が事業として営む商売であること
③ 確定申告書にこの適用を受ける旨の記載があること
④ 事業専従者の従事可能期間が、年間の半分以上であること

そして、事業専従者控除額は、次のいずれか少ない金額とされています。

イ 配偶者が専従者の場合は86万円、その他の親族が専従者である場合は専従者1人につき50万円

ロ この控除額を適用する前のその事業所得を専従者の数に1を加えた数で割って計算した所得金額